

『丹波市 AED ステーション』登録のお願い

丹波市では、AED（自動体外式除細動器）を設置されている事業所、自治会、自主防災組織等を登録し、これを公表する丹波市 AED ステーション登録制度を行っています。

事業所等周辺での救命事案の発生に備え、市民の救命率の向上を図ることを目的とするこの制度の趣旨をご理解いただき、登録及び公表についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 登録の要件

- ・AEDを設置するとともに、当該AEDを適正に管理していること。
- ・事業所等の周辺で救命処置を必要とする傷病者が発生した際に、無償でAEDを持ち出し、使用がされること。

2 公表方法

- ・丹波市のホームページ
- ・救命講習等での資料
- ・その他AEDの普及啓発に関する資料（マップ等）



3 登録証

- ・登録申請いただいた事業所等には『丹波市 AED ステーション登録証』（A4版）をお渡しいたします。

4 登録申請

- ・別紙登録申請書を、丹波市健康部健康課へ提出してください。（FAXも可）

5 その他

- ・登録公表の抹消を希望される場合は、抹消の申請をいただくことで、以後の公表は行いません。



問い合わせ・登録申請先

丹波市健康部健康課（地域医療係）

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059-5

丹波市健康センターミルネ3階

電話：0795-88-5754 FAX：0795-86-7326

E-mail：kenkou@city.tamba.lg.jp